

広島空港アクセス等情報システム提案書評価要領

1 はじめに

この要領は、広島空港アクセス等情報システムの提案書の評価について必要な事項を定める。

2 定義

この要領における提案書の評価とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する場合、企画協議を行うことにより、競争性及び透明性を担保する。

3 審査会

- （1） 広島県土木建築局所管公募型プロポーザル方式等選定委員会（広島空港アクセス等情報システム改修事業）（以下「選定委員会」という。）が、提案の内容を総合的に審査するため、審査会を開催する。
- （2） 審査会では、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングを行うものとする。
- （3） 審査会は、委員の過半数が出席しなければならない。

4 評価基準

別紙「広島空港アクセス等情報システム提案書評価基準」のとおり

5 審査方法

- （1） 公募型プロポーザル参加資格を有する者（以下「提案者」という。）から提出された提案書について、広島県土木建築局所管公募型プロポーザル方式等選定委員会（広島空港アクセス等情報システム改修事業）設置運営要綱（令和 7 年 7 月 24 日施行。以下「設置要綱」という。）に基づき設置する選定委員会の委員が評価基準に基づき評価する。

6 評価方式

評価資料番号ごとの評価項目についての内容が提案書にすべて記載され、水準を満たしていれば 3 をつける。他者と比較し、優れた内容であれば 4、特に優れている内容には 5 をつける。要求の水準を満たしていない項目があれば 2 をつけ、水準を大きく下回っている場合は 1 をつける。

なお、各評価項目に対する得点配分は、その必要性、重要度に応じて定めるものとする。

【評価基準（案）】

・ 記載内容が詳細かつ分かりやすい 要求水準を大きく上回っている	5：特に優れる	
・ 本県に有益な提案である 等	4：優れる	
・ 仕様書の内容がすべて記載され、要求の水準を満たしている	3：普通	標準
・ 仕様書の水準を満たしていない 提案書に記載のない評価項目がある	2：やや劣る	
・ 水準を大きく下回っている 提案書に記載のない評価項目が多数ある 等	1：劣る	

7 評価基準

得点配分は 200 点を最高評価値とし重要度を基に算出し、各評価項目を 5 から 1 の 5 段階で 3 を標準的な評価値として基準を定める。

ただし、最低基準点は 100 分の 60 以上の 120 点とし、評価値が 120 点に満たない提案は採用しない。

・ 評価方法

提案書及び提案書要件充足確認表（別紙 2）について、各委員が評価項目毎に評価基準に基づき 1-5 点で採点し、項目ごとに各委員の採点の最高点及び最低点を除したもので平均を取り（小数点

以下四捨五入)、重要度を乗じたものを提案者の評価点とする。

採点后、提案書に対するコメントを記入すること。

8 選定方法

- (1) 設置要綱に定める庶務担当は、提案者から提案書が提出された後、各委員に当該提案書を速やかに配布する。
- (2) 委員は、全ての提案者による提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリングの実施後、配布された提案書を採点し、結果を審査採点表に記入の上、庶務担当へ提出する。
- (3) 庶務担当は、各委員から提出された審査採点表を基に評価値を取りまとめ、その結果を選定委員会において報告する。
- (4) 選定委員会において、当該評価値を基に審議の上、最優秀提案者を選定する。